

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月30日
【会社名】	株式会社ジー・スリーホールディングス
【英訳名】	G Three Holdings CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼最高管理責任者 長倉 統己
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目3番14号
【電話番号】	(03)5781-2522(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部ゼネラルマネージャー 静 和義
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目3番14号
【電話番号】	(03)5781-2522(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部ゼネラルマネージャー 静 和義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成30年11月29日開催の当社第8期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成30年11月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（第8期期末配当）に関する事項

1. 当社普通株式1株につき3円 配当総額216,763,803円
2. 効力発生日 平成30年11月30日

第2号議案 株式併合の件

当社普通株式について、平成31年3月1日を効力発生日として5株を1株に併合するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を184,000,000株から36,800,000株に変更するものであります。なお、発行可能株式総数の変更は平成31年3月1日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則で規定するものであり、当該附則は効力発生日経過後、削除するものとします。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

奥田泰司氏、長倉統己氏の2名を取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

松山昌司氏、本間周平氏、川崎修一氏の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	351,599	6,916	0	(注)1	可決 97.26
第2号議案 株式併合の件	337,958	20,522	0	(注)2	可決 93.49
第3号議案 定款一部変更の件	342,841	15,639	0	(注)2	可決 94.85
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件 奥田 泰司 長倉 統己	345,803 346,080	12,677 12,400	0 0	(注)3	可決 95.67 可決 95.74
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 松山 昌司 本間 周平 川崎 修一	345,775 346,075 345,803	12,678 12,378 12,650	0 0 0	(注)3	可決 95.66 可決 95.75 可決 95.67

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上